

農業委員会第15回総会議事録

1. 日 時 令和3年9月14日（金）午前9時30分～午前10時50分

2. 場 所 鈴鹿市役所 12階 1203会議室

3. 出席委員（15人）

会長	堀田 長久	会長職務代理者	鈴木 秀	
1 番	田中 恒司	5 番	小菅 武次	8 番 辻 望
10 番	小林 伸康	11 番	大石 徹也	12 番 平子 伸
13 番	稲田 利幹	14 番	上田 みね子	15 番 近藤 啓子
16 番	大野 久美子	17 番	三田 久憲	18 番 豊田 栄美子
19 番	望月 広志			

4. 欠席委員（4人）

2 番	長谷 康郎	4 番	佐々木 平	7 番	飯田 秀治
9 番	加藤 三久				

5. 事務局

農業委員会事務局 鈴木次長，小林農地GL，森田，田吹
農林水産課農政G 水谷，武内

6. 議事日程

開会

第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権）

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について（貸借権）

第5号議案 農用地利用集積計画について

報告事項1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告事項 2 号 使用貸借契約の解約について

報告事項 3 号 農地法第 3 条の規定による届出について（相続等届出）

報告事項 4 号 農地法第 4 条の規定による届出について（専決処理分）

報告事項 5 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
所有権）

報告事項 6 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決処理分・
貸借権）

報告事項 7 号 農地の転用事実に関する照会について（法務局）

報告事項 8 号 非農地証明願について（市証明）

報告事項 9 号 時効取得による移転について

報告事項 10 号 取下願・取消願の承認について

報告事項 11 号 買受適格証明願について（農地法 5 条届出）

報告事項 12 号 農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農地所有適格法人
の定期報告について

第 2 農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について

7. 会議の概要

事務局

ただ今より、鈴鹿市農業委員会第 15 回総会を開催いたします。開会にあたりまして堀田会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長（挨拶）

事務局

続きまして、議事に移らせていただきます。今後の議事進行は、堀田会長をお願いいたします。

議長（堀田会長）

それでは、お手元の事項書にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、開会にあたりまして、本日の農業委員会第15回総会は、委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しましたことを報告申し上げます。また、議事録署名者を第12番平子仲様、議席番号14番上田みね子様をお願い申し上げます。

それでは、議事第1 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について、事務局より説明いたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、7の47番は、譲受人は、利用農地12,957.61㎡を耕作されています。今回の申請地面積は1,116㎡ですが、同一世帯間での所有権移転でございますので、合計面積に変更はなく、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、果樹を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴21年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴61年、47年が各1名です。通作時間は車で約10分です。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の42番は、譲受人は、利用農地12,020㎡を耕作されています。今回の申請地面積は2,168㎡で、併せて14,188㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台リースで導入予定で、農用自動車を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年です。通作距離は約1,000mです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、8の45番は、譲受人は、利用農地4,987㎡を耕作されています。今回の申請地面積は418㎡で、併せて5,405㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、小麦を栽培するとの申請です。機械につきましては、乾燥機を6台、農用自動車を3台、トラクター、田植機、コンバインを各2台、耕うん機を1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴15年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴7年が1名です。通作時間は徒歩で約1分です。必要な農作業について、年間約300日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、10の49番は、譲受人は、利用農地13,709㎡を耕作されています。今回の申請地面積は4,391㎡で、併せて18,100㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴58年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴24年が1名です。通作距離は約2.5kmです。必要な農作業について、年間約60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、16の44番は、2名の共有名義農地の持分2分の1ずつを、2名の譲受人にそれぞれの持分を移転する案件です。譲受人の2名は、同一世帯の為、併せて説明いたします。譲受人は、利用農地5,334.91㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,968㎡で、併せて9,302.91㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、田植機、乾燥機、コンバイン、農用自動車を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴各25年です。通作距離は約350mです。必要な農作業について、各年間約70日、60日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、19の43番は、譲受人は、利用農地8,519㎡を耕作されています。今回の申請地面積は349㎡で、併せて8,868㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、茶刈機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴8年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴8年が1名です。通作距離は約500mです。必要な農作業について、年間約80日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、20の46番は、譲受人は、利用農地4,040㎡を耕作されています。今回の申請地面積は990㎡で、併せて5,030㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、茶を栽培するとの申請です。機械につきましては、田植機、コンバイン、茶刈機を各1台リースで、農用自動車を2台、トラクター、耕うん機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴50年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴45年が1名です。通作時間は車で約3分です。必要な農作業について、年間約350日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。なお、高齢者面接対象者の為、健康状態について問題ないことを確認いただいています。

続きまして、20の48番は、譲受人は、利用農地139,000㎡を耕作されています。今回の申請地面積は3,996㎡で、併せて142,996㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、水稻、野菜、茶、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、耕うん機を6台、農用自動車を5台、茶刈機、消毒機を各2台、トラクター、肥料散布機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴43年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴63年、38年が各1名です。通作距離は約1.4kmです。必要な農作業について、年間約330日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

続きまして、23の41番は、譲受人は、利用農地1,195㎡を耕作されています。今回の申請地面積は304㎡ですが、この後ご審議いただきます第5号議案、農用地利用集積計画で3,785㎡申請されており、併せて5,284㎡となり、耕作放棄地等はありません。取得後は、野菜、花木を栽培するとの申請です。機械につきましては、農用自動車、耕うん機、自走式草刈機を各1台所有されています。労働力及び技術につきましては、本人が経歴25年で、世帯員等その他常時雇用している労働力は、経歴60年、25年、5年が各1名です。通作距離は約300mです。必要な農作業について、年間約100日従事されています。また、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等について地域の防除基準に従いますことから、周辺地域への支障はありません。

以上9件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。また、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第1号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第1号議案は、承認いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明いたします。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

まず、5の9番は、個人住宅用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約3,000mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は既存の追認であり、問題ありません。面積の妥当性は、建

ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水は汲み取り式。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲は既設石積み、隣接の新設コンクリートブロック、小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、16 の 8 番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 3 種農地です。判断基準は、徳田駅から東へ約 330mに位置し、鉄道の駅より周囲おおむね 300m以内の区域に位置している為です。資金は既存の追認であり、問題ありません。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は既設石積み及び小堤を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 2 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 2 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第 2 号議案は承認といたします。

続きまして、第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権についてでございますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。

それでは、議案について、事務局より説明いたします。

事務局

第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

14 の 62 番は、駐車場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、鈴鹿駅から南へ約 850mに位置し、駅を中心とする半径 1 k mまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1, 000 m²を超える案件の為、9 月 10 日に現地確認を実施しております。

以上 1 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、この議案は、承認いたします。

それでは、〇〇委員の着席を求めます。

引き続き、第3号議案につきまして、事務局より説明いたします。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の所有権について説明いたします。

まず、2の63番は、地域自治会が委員会を設置し運営・管理する墓地用地の一部（擁壁設置用地）として転用したい旨の申請です。当該委員会は法人化していない為、地域自治会の代表として2名が譲り受ける申請となっております。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、庄野地区市民センターから南東へ約710mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲は既設及び新たにL型擁壁を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、15の56番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域外の第2種農地です。判断基準は、中瀬古駅から東へ約360mに位置し、鉄道の駅より周囲おおむね500m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17の64番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北東へ約240mに位置し、地区市民センターより周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19の60番は、社会福祉施設の一部（園庭）として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、久間田地区市民センターから北西へ約3,200mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は土留を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、21の61番は、社会福祉施設の一部（駐車場）として転用したい旨の

申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、深伊沢地区市民センターから北へ約1,390mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、9月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、22の58番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第3種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから東へ約330mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね300m以内の区域に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は既設水路へ放流します。周囲は素掘り水路を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、22の59番は、太陽光パネル設置用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、鈴峰地区市民センターから北西へ約3,790mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲はフェンスを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上7件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第3号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第3号議案は承認といたします。

続きまして、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について、事務局より説明いたします。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の貸借権について説明いたします。

まず、2の44番は、先程ご審議いただきました第3号議案農地法第5条許可申請の所有権、2の63番の工事の為の進入路用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は3ヶ月間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。農用地区域内農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。

面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は盛土を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、農地復元計画書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。

続きまして、4の42番は、近隣建設業者の為の資材置場用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、牧田地区市民センターから北東へ約690mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は既存土留め塀及びコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは1,000㎡を超える案件の為、9月10日に現地確認を実施しております。

続きまして、5の45番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第1種農地です。判断基準は、石薬師地区市民センターから北西へ約3,000mに位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第1種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、7の41番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、稲生地区市民センターから東へ約670mに位置し、地区市民センターを中心とする半径1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロック及び素掘り水路を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、8の32番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第2種農地です。判断基準は、飯野地区市民センターから南東へ約1,030mに位置し、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建

ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、既設道路側溝へ放流します。雨水は既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、10 の 40 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、楠駅から南へ約 500mに位置し、鉄道の駅から周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、13 の 33 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、若松地区市民センターから北西へ約 340mに位置し、地区市民センターから周囲おおむね 500m以内の区域に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、13 の 39 番は、個人住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、伊勢若松駅から南西へ約 850mに位置し、駅を中心とする半径 1kmまでの円で囲まれる区域の、面積に占める宅地の割合が、4 割を超えている区域内に位置している為です。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。都市計画法は手続き中です。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、17 の 43 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 2 種農地です。判断基準は、合川地区市民センターから北西へ約 780mに位置し、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない為です。資金は通帳の写し及び残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は集落排水へ接続。雨水は既設排水路へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、19 の 31 番は、駐車場用地の一部として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、久間田地区

市民センターから南東へ約 570mに位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しない農地ですが、既存敷地の拡張に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透及び余水は既設道路側溝へ放流します。周囲は宅地及び道路に囲まれている為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、20 の 36 番は、砂利採取用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は 1 年間です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書にて確認しています。また、砂利採取業者と連合会との連名で申請されており、かつ、両者が採取跡地の埋め戻し及び農地の復元について共同責任を負っています。なお、申請人の砂利採取業者登録等、必要書類を確認しています。砂利採取計画認可申請について手続き中です。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画であり、適正と考えています。最大掘削深は 9.51m で 1 : 1.5 の安定勾配で掘削します。隣地より 2m 以上の保安距離をとります。埋め戻しには山土、脱水ケーキ及び良質な現場発生土を利用します。周囲には防護柵を設ける為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、9 月 10 日に現地確認を実施しています。

続きまして、20 の 37 番は、先程ご説明いたしました 20 の 36 の工事の為の進入路用地として一時転用したい旨の申請です。転用期間は 3 年間です。砂利採取地への進入路について、当該進入路を必要とする一体的な砂利採取計画が隣接地である場合、進入路に限り最長 3 年間の許可が可能となります。今回の進入路は、先程の 20 の 36 の第 1 区間の外に 3 区間と隣接し、各区間 1 年以内で完了し、全事業の完了が 3 年以内となる砂利採取計画のための進入路となっております。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、転用を原則として許可しない農地ですが、一時的な利用に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は残高証明書を確認しております。面積の妥当性は、必要最低限の敷地であり、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲には土留めを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。なお、農地復元計画書が提出されており、事業完了後に整地し現況通り復元することを確認しております。また、こちらは 1,000 m²を超える案件の為、9 月 10 日に現地確認を実施しております。

続きまして、21 の 35 番は、農家住宅用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域外の第 1 種農地です。判断基準は、深伊沢地区市民センターから南へ約 1,140mに位置し、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当する為です。第 1 種農地は、転用を原則として許可しな

い農地ですが、集落に接続して設置される住宅に該当する為、例外的に許可し得るものと考えております。資金は融資の見込みがあることを確認しております。面積の妥当性は、建ぺい率 22%を満たす計画の為、適正と考えています。取水は上水道。汚水・生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、雨水と共に既設道路側溝へ放流します。周囲はコンクリートブロックを設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

続きまして、23 の 29 番は、農業用倉庫用地として転用したい旨の申請です。申請地は、農業振興地域内、農用地区域内農地です。こちらは、農地法第 5 条第 2 項ただし書に規定する、農用地利用計画において農業用施設として指定された用途に該当するため、例外的に許可し得る案件です。資金は通帳の写しを確認しております。面積の妥当性は、敷地全体を利用する計画の為、適正と考えています。雨水は自然浸透です。周囲は柵板を設置する為、周辺農地への支障はないと考えています。

以上 14 件、書類審査及び地区委員会による審査の結果、申請については特に問題のないものと判断していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第 4 号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

大石委員

砂利採取についての案件ですが、期間が 3 年というのは非常に長いのではないかと思いますし、ここにいるメンバーも 3 年後ここに座っているとは限らるので、許可するのはいいと思うけど、1 年 1 年見てやっていくのがいいのと違うかと思うところもあります。1 年がいいかどうかわかりませんが、せっかく許可するのであれば、許可したもののについてちゃんと埋め戻しとかの作業が担保されて、次のステージへというのが。どんぶりですら 3 年でやっていって、結局誰もチェックする者がいなくなってしまうというのではまずいと思うので。期間については、どれだけが適正かというのはまた考えてもらえばいいですが、あまりにも大きな土地を 3 年というのは、ザックリ区切ってやっていくというのは如何なものかなと。やること自体は特段反対はしませんけど。

それともう 1 点、23-29 についてですけど、これは前回地元のほうで許可も受けずにやっていいのかと言われて、この案件については瑕疵があるのではないかと調べてもらって、結果として瑕疵があり工事も止まっていたという話ですが、この話は前回伊勢の方が鈴鹿で土地を買うのと一緒に、愛知県春日井市の方が鈴鹿の西庄内まで。たとえ親子であっても、通作距離 1 時間に該当しないと思います。そういうところについても農業委員会として精査して、よく考えていただきたいと思います。

議長（堀田会長）

1 点目の砂利採取の件でございますが、砂利採取は 1 年と決まっております。3 年の一時転用は、砂利採取をするための進入路は県の指導も得まして、3 年 OK と。で

すから、砂利採取は、3年間一時転用を認めるということとはございませんので、一番奥で1年を認めると。そこが済んだら、そこまでの進入路は畑に戻す。次の年には1年で転用を認めて、第2の工区をやるということで、砂利採取は原則で1年ということです。この件については、進入路ということで理解していただきたいと思います。

2点目は、親子関係で、愛知県の名義で倉庫を建てるということかと思いますが、庄内の案件ですので、地元の地区委員会では問題にならなかったのですか。

大石委員

地元で審議した覚えはありません。

議長（堀田会長）

地元で審議され良しとするとの意見書を頂いているということですので、農業委員会としても問題ないとしております。

事務局

地区委員会からは9月3日付けで頂いています。

大石委員

地区委員会は開いていません。

事務局

9月につきましては、コロナの緊急事態宣言の発令もありまして、地区委員会につきましては、場合によりましては書面での決議ということもご検討くださいと各地区に配信させていただきました。その上で、地区委員会の事務局は地区市民センターに担ってもらっていますので、地区市民センターと地区委員会会長との間で協議いただいたものと事務局としては理解しています。その旨の報告を農業委員さんへどういった形でされているのかというところまでは、事務局としては、各地区委員会の判断に委ねさせていただいたこともございまして、詳細はわかりかねますが、9月3日付けで地区委員会の意見決定日として、事務局のほうには届いています。

大石委員

9月3日に会議をもつ予定でしたが、コロナの関係で中止にしたのは事実です。

議長（堀田会長）

3年前に農業委員と最適化推進委員、地区の農業委員と呼んでおりますが、我々農業委員が半減になり2つの地区を受け持って、各地区に推進委員がいるという農業委員会のシステムになっていると思います。どこに落とし穴があるかといいますと、各地区で審議されるこういう3条4条5条の案件につきましては、農業委員会の事務局に上がるまでに、各地区の案件というのは、協議していただくというのが原則だと思いますし、これからはこういう形でいきたいと思います。こういうところで、大石委員のわからないところで上がってきているということではないのかなと思います。この案件につきましても、親子ということで認めざるを得ないのではないのかなと思いますので、よろしくお願いします。

大石委員

私が言いたいのは、農業委員会でそれはどうですかと言っとうることに対して、地区が判断したのでというのは、ちょっとおかしいところです。地区が判断してもこの農業委員会で最終的に協議して決定するのが、本来のルールやと思うので、地区がいくらOKしても、委員会の中であかんと言え、否決されるような話だと思うので、そこらへんについては、地区からの承認を得てるからいいという話ではないと私は思います。たまたまこれは私の地区の問題ですので、よく知っているだけで、まして前回に伊勢の問題が出ていたので、こういうやつには該当しないのですかということに対して、事務局として答えてくれると、大変ありがたいと思っているだけです。

議長（堀田会長）

それが本来だと思います。最高決定機関はここになりますので、地区で上がってきてもあかんという形のものが、本来の決定だと思いますが、心情的に地区で認めたものを否定できないということもありますし、重大な欠陥があるものについては否定していただかなければならないと思いますが、大石委員の趣旨はよくわかりますし、できるだけそういうふうな方向に持っていきたいと考えております。

事務局

補足いたしますと、借りられる息子さんに関しまして、農林水産課に確認しましたところ、農業していることが確認をとれていますことと、申請書に必要な書類を整えていただいておりますので、農地法上問題はないと判断しております。

大石委員

実際、農業されているのは、父親と母親です。トラクターで田を起こす作業もほとんど父親がやっています。親子関係なのでいいと思いますが、ちゃんと農業やられているということは、私も認めるのですが、お父さんも高齢なので、農業をできなくなった時に、今のままの移動時間に1時間半とか2時間近くかかるようなところでいいのかという話を、私は聞いているだけで、単にこの人を中傷しているのではなくて、そういう時にどういう形態を農業委員会として示すかということをお尋ねしているだけです。自分の親の土地ということでも、愛知県の春日井の住所でいいのかということです。そういうことに対応するガイドラインは恐らくないと思うので、きちっとした返事ができない。今後は多様なこともシュミレーションしながら、委員会として判断することを検討する時にきていると思います。

議長（堀田会長）

意見はいただきましたが、各地区で慎重にもんでもらっていると思いますので、ある程度のことについてはそういう部分があるかと思いますが、以後気を付けてやっていきたいと思います。

外に第4号議案につきましてご意見ございませんか。

無いようでございますので、第4号議案は承認いたします。

続きまして、第5号議案 農用地利用集積計画について、事務局より説明いたします。

事務局

第5号議案 農用地利用集積計画について、別冊の農用地利用集積計画書により説明します。

計画書1ページ目1番から3番は、加佐登地区で使用貸借です。

2ページ目4番は、石薬師地区で使用貸借です。

3ページ目5番は、箕田地区で米25kgの物納です。

4ページ目6番及び7番は、若松地区です。6番は、米10kgの物納です。7番は、米25kgの物納です。

5ページ目8番から34ページ目91番は、天名地区です。8番は、使用貸借です。9番は、米30kgと60kgの物納です。10番は、農地中間管理機構を通した米30kg相当の金納です。11番から91番は、農地中間管理機構を通した使用貸借です。

35ページ目92番は、合川地区で米30kgの物納です。

36ページ目93番から95番は、久間田地区です。93番は、使用貸借です。94番及び95番は、10,000円の金納です。

37ページ目96番及び97番は、椿地区です。96番は、所有権の移転です。97番は、10,000円の金納です。

38ページ目98番及び99番は、深伊沢地区です。98番は、所有権の移転です。99番は、農地中間管理機構を通した5,000円の金納です。

39ページ目100番及び101番は、鈴峰地区で使用貸借です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。またすべてで申請者双方が合意しており、かつ地区委員会でも審議いただき承認されております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました第5号議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

別段無いようでございますので、第5号議案は、承認いたします。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1から13につきまして一括して事務局より説明します。

事務局（議案書朗読）

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました報告事項1から13の案件は、すべて書類内容等も完備しておりますので、報告いたします。

報告事項につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

議長（堀田会長）

別段無いようでございますので、報告事項を終了します。

続きまして、議事第2 農業振興地域 整備計画 の変更に関する意見聴取について、事務局より説明いたします。

事務局

資料につきましては、農業振興地域概念図、農振法第13条第2項5要件の説明書、農振法第10条3項の説明書、変更申出一覧表及び地図を用意しております。農業振興地域整備計画の変更申出に係る農用地区域からの除外について、ご意見いただきたく説明申し上げます。

鈴鹿市では、優良農地を確保し、農業振興施策を計画的に推進するため「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、鈴鹿市農業振興地域整備計画を策定しております。この中で長期にわたって農業の振興を図るべき地域を「農業振興地域」に指定しています。さらに、この地域内で特に農業振興を図っていく土地を「農用地区域」と指定しています。図で説明しますと、鈴鹿市全体から鈴鹿市国定公園などの一部を除いて都市計画区域が存在します。都市計画区域内には、市街化区域と市街化調整区域があり、その中でも市街化調整区域内のみ農業振興地域が定められております。そして、この農業振興地域内で、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域として農用地区域が設定されております。

農用地区域は、原則農用地以外には転用できないこととなっておりますが、やむを得ず農業以外の目的で利用する場合には、農用地区域から除外しなければなりません。農振除外するには、農用地以外の用途に利用することについて具体的な計画があり、かつ農振法第13条第2項にある5要件をすべて満たしている場合に限ってすることができます。（5要件の説明）

また、農振法第10条第3項で農用地区域とすべき条件が定められていますが、条件を満たさないことによる農用地区域からの除外があります。（法第10条第3項の説明）

これら農用地区域の変更は、共に農振法施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項により農業委員会の意見を聴くものとされています。鈴鹿市では、農振除外の申出受付を年に2回、6月と12月に行っております。今回は、6月受付案件に

ついて、ご意見を伺いたく説明させていただきます。

番号１番は、農用地区域からの除外です。地区は、国府地区です。所在地は、国府町 9256 番の一部です。登記地目は、畑です。除外面積は、270 m²です。除外理由は、法第 13 条第 2 項各号に該当する、分家住宅を建築する為です。

番号２番は、農用地区域からの除外です。地区は、石薬師地区です。所在地は、石薬師町 2457 番 660 の一部 ほか 3 筆です。登記地目は、畑及び山林です。除外面積は、997.72 m²です。除外理由は、法第 13 条第 2 項各号に該当する、農家住宅を建築する為です。

番号３番は、農用地区域からの除外です。地区は、白子地区です。所在地は、白子町 3631 番 1 の一部です。登記地目は、田です。除外面積は、278 m²です。除外理由は、法第 13 条第 2 項各号に該当する、分家住宅を建築する為です。

番号４番は、農用地区域からの除外です。地区は、白子地区です。所在地は、白子町 2059 番 4 です。登記地目は、田です。除外面積は、320 m²です。除外理由は、法第 13 条第 2 項各号に該当する、分家住宅を建築する為です。

番号５番は、農用地区域からの除外です。地区は、白子地区です。所在地は、白子町 3206 番 1 の一部です。登記地目は、田です。除外面積は、314.21 m²です。除外理由は、法第 13 条第 2 項各号に該当する、分家住宅を建築する為です。

番号６番から 46 番は、農用地区域への編入です。地区は、栄地区です。所在地は、秋永町 925 ほか 71 筆です。登記地目は、田及び畑です。編入面積は、54,566 m²です。編入理由は、土地改良事業に参加するためです。

番号 47 番は、農用地区域からの除外です。地区は、椿地区です。所在地は、山本町 526 番 13 の一部です。登記地目は、畑です。除外面積は、347.44 m²です。除外理由は、法第 13 条第 2 項各号に該当する、農家住宅を建築する為です。

以上の計画変更の内容について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号及び法第 10 条 3 項の要件に該当すると考えます。なお、地区委員会には、事前に確認していただいております。よろしくお願い申し上げます。

議長（堀田会長）

ただ今、事務局から説明がありました議事第 2 につきまして、何かご意見ございませんか。

別段無いようでございますので、意見なしと鈴鹿市へ回答いたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。